

教育研究開発実施要項 新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">教育研究開発実施要項</p> <p style="text-align: center;">平成13年1月6日 文部科学大臣裁定 平成16年4月1日改正 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成21年2月26日改正 平成22年3月25日改正 平成24年7月30日改正 平成28年4月1日改正 <u>令和4年8月31日改正</u></p> <p>1 趣 旨 文部科学省は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づく研究開発等を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定する。</p> <p>2 研究開発学校の指定 （1）研究開発の実施を希望する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあっては当該学校を設置する教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）、<u>国私立の学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。</u>以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に研究開発学校指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。<u>指定申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">教育研究開発実施要項</p> <p style="text-align: center;">平成13年1月6日 文部科学大臣裁定 平成16年4月1日改正 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成21年2月26日改正 平成22年3月25日改正 平成24年7月30日改正 平成28年4月1日改正</p> <p>1 趣 旨 文部科学省は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定する。</p> <p>2 研究開発学校の指定 （1）研究開発の実施を希望する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の管理機関（<u>国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。</u>以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に研究開発学校指定申請書を提出するものとする。<u>申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。</u></p>

<p>(2) <u>学校は、上記の申請を行う場合には、あらかじめ、申請を予定している研究開発の内容について、当該学校の幼児、児童及び生徒の保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。</u></p> <p>3 研究開発の委託 文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、指定された研究開発学校における研究開発の実施を<u>当該研究開発学校の管理機関に委託する。</u></p> <p>4 研究開発の実施 (1) <u>研究開発学校においては、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。</u></p> <p>(2) <u>(1)にかかわらず、幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに特に必要があると文部科学大臣が認めた学校にあっては現行教育課程の基準によりこれを行うものとする。</u></p> <p>5 研究開発学校の運営 (1) <u>管理機関は、本事業の進捗を管理し、研究開発学校に対し必要な支援を行うとともに、当該研究開発学校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、<u>関係行政機関の職員等の第三者</u>によって組織する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>文部科学省及び9に定める教育研究開発企画評価会議は、研究開発学校における研究開発の実施状況につき、必要な指導助言を行うとともに、実地に調査することができる。</u></p> <p>6 指定及び委託の期間 (1) <u>研究開発学校としての指定及び研究開発の委託の期間は、原則として4年とする。</u></p> <p>(2) <u>研究の継続によってより高い研究成果が期待される場合においては、最長3年の指定及び研究開発の委託の期間の延長を認めることができる。</u></p>	<p>(2) <u>文部科学省は、研究開発学校指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。</u></p> <p>3 研究開発の委託 文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、指定された研究開発学校における研究開発の実施を<u>当該学校の管理機関に委託する。</u></p> <p>4 研究開発の実施 研究開発学校においては、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。<u>ただし、幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては現行教育課程の基準によりこれを行うものとする。</u></p> <p>5 研究開発学校の運営 (1) <u>研究開発学校にあっては、管理機関は、研究開発学校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、<u>関係行政機関の職員等</u>によって組織する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>文部科学省は、研究開発学校における研究開発の実施状況につき、実地に調査することができる。</u></p> <p>6 指定及び委託の期間 研究開発学校としての指定及び研究開発の委託の期間は、原則として4年とする。</p>
---	---

(3) 現行教育課程の基準に基づく教育課程に移行するために必要と認められる場合においては、最長1年の指定の期間の延長を認めることができ、その際、8に定める委託経費の支出は行わないものとする。

(4) (2)により指定及び委託の期間の延長を希望する場合には、2の規定を準用する。

(5) (3)により指定の期間の延長を希望する場合には、2(1)及び(3)を準用する。

9 教育研究開発企画評価会議

(1) 研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査、研究開発学校における研究開発の実施状況についての指導助言等及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。

(2)・(3) [略]

10 文部科学大臣の講ずる措置

(1) 文部科学大臣は、研究開発学校における研究開発の実施が、指定の趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断するときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 文部科学大臣は、管理機関から研究開発学校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該研究開発学校の指定の解除を行うことができる。

9 教育研究開発企画評価会議

(1) 研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。

(2)・(3) [略]

10 文部科学大臣の是正措置

文部科学大臣は、研究開発学校における研究開発の実施が、指定の趣旨に反すると認めるときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて、必要な是正措置を講ずるものとする。